

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-1
許認可等の種類	事前協議に対する同意			
根拠法令条例等・条項	長野県水環境保全条例第12条第1項			
許認可等の概要	水道水源保全地区内において、ゴルフ場の建設、廃棄物の最終処分場の設置、1haを超える土石類の採取、その他の土地の形質の変更を行う場合、事前に知事に協議し、その同意を得るものとする。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>「長野県水環境保全条例の規定に基づく水道水源保全地区事務取扱要領」 (事前協議に対する同意基準)</p> <p>4 条例第12条第1項の事前協議については、水道水源への影響調査等の事前協議書の内容に関する慎重な検討の結果並びに関係市町村の長および環境審議会の意見を総合的に勘案し、同条同項の各号に掲げる行為が水道水源の水質及び水量に影響を及ぼすおそれが極めて少ないと認められる場合には、同意するものとする。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	-			